

平成23年度  
中海の水質及び流動会議  
資料

平成23年7月13日

## 「中海の水質及び流動会議」設置要綱（改正案）

### （目的）

第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海の水質及び流動などの調査・分析を行うとともに、水質改善策の評価・検討を行う部会として「中海の水質及び流動会議」（以下「会議」という。）を設置する。

### （組織）

第2条 会議における調査・分析結果並びに水質改善策の評価・検討結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。

### （所掌事務）

第3条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- （1）水質及び流動などの調査・分析
- （2）水質改善策の評価・検討
- （3）その他必要な事項

### （構成）

第4条 会議の構成員は別表のとおりとする。

- 2 会議は、中海会議の開催県の環境担当課長が主宰する。
- 3 会議においては、学識経験者等に意見を聞くことができる。

### （事務局）

第5条 会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県生活環境部水・大気環境課、島根県環境生活部環境政策課及び国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置き、会議の開催県の事務局が主務を掌る。

### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

### 附則

この要綱は、平成22年9月16日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

構成員

団体名	職名
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所長
環境省中国四国地方環境事務所	環境対策課長
農林水産省中国四国農政局	農地整備課長
鳥取県	生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 企画部企画課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長
島根県	環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長
米子市	環境政策局長
境港市	産業環境部長
松江市	環境保全部長
安来市	市民生活部長
東出雲町	農林建設課長

## 水質及び流動等の調査・分析結果について



# 平成22年度水質測定結果について

環境基準点12地点における水質測定結果は、COD(化学的酸素要求量)、全窒素及び全りんについて、いずれの項目も環境基準を達成しなかった(図1、図2)。また、平成25年度を目標年度とした第5期湖沼水質保全計画の目標水質についても、いずれの項目も水質目標値を超過した地点があった。  
 なお、宍道湖において8月から翌年3月までアオコが確認され、中海にも流入した。

図1. 中海の測定地点図

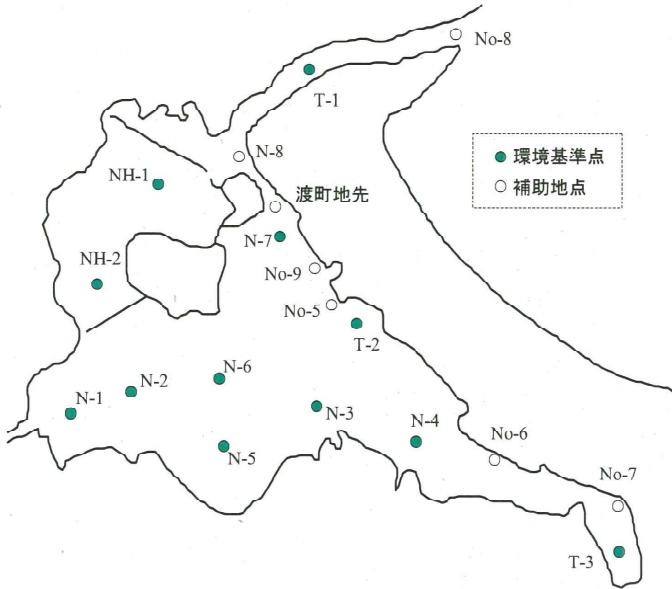
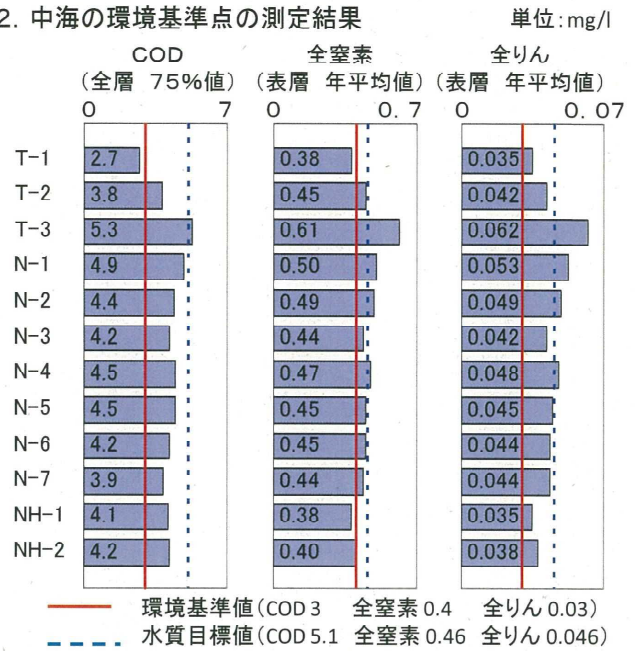


図2. 中海の環境基準点の測定結果



CODについては、4月、1月の値が過去5年と比較して低かった。経年変化について、湖心及び最高地点ともに概ね横ばい傾向である。

全窒素については、7月、1月、3月の値が高かったが、冬季の降水・降雪量は平年に比べ多く、その影響と思われる。経年変化について、湖心は横ばい傾向、最高地点は低下傾向にある。

全りんについては、9月から12月の値が高かったが、梅雨明け以降の晴天・高温続きで湖水の水温が例年よりも高く、底質からの溶出が多く、その影響と思われる。経年変化について、湖心は横ばい、最高地点は低下傾向にある。

透明度については、多くの地点で改善傾向がみられ、溶存酸素、塩化物イオンについては、概ね過去と同様の季節変動がみられた。

図3. 中海湖心における平成22年度水質測定値の経月変化

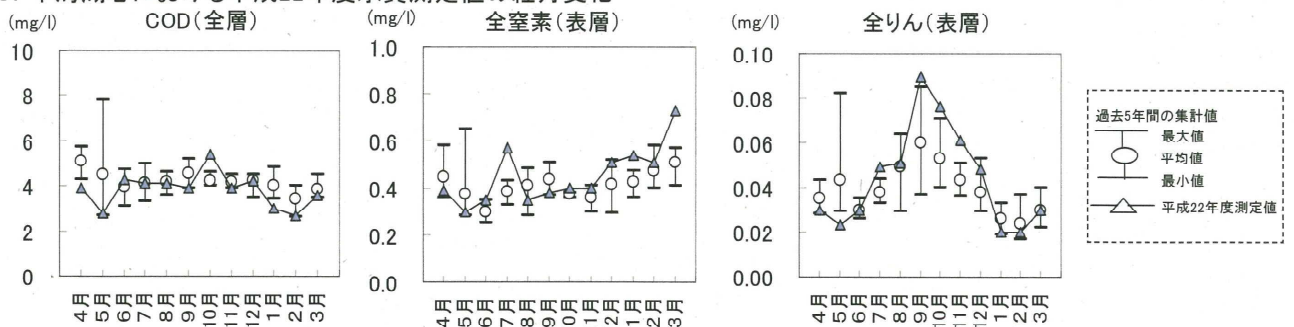
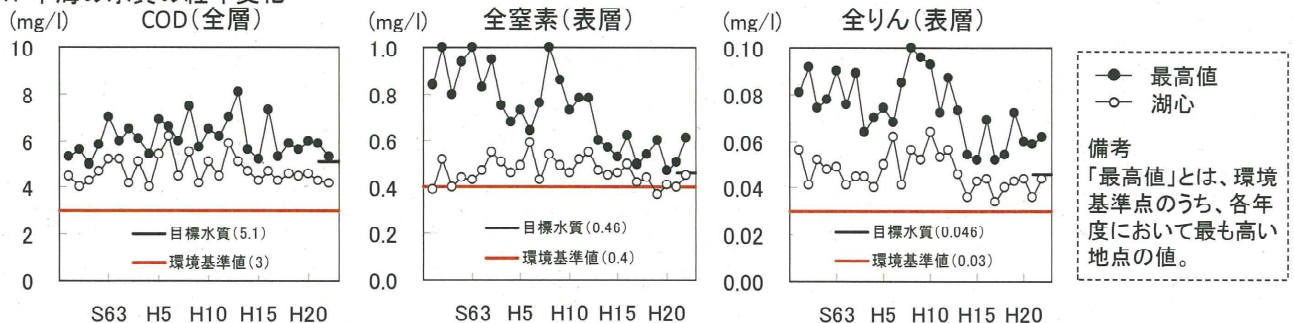


図4. 中海の水質の経年変化



【備考】

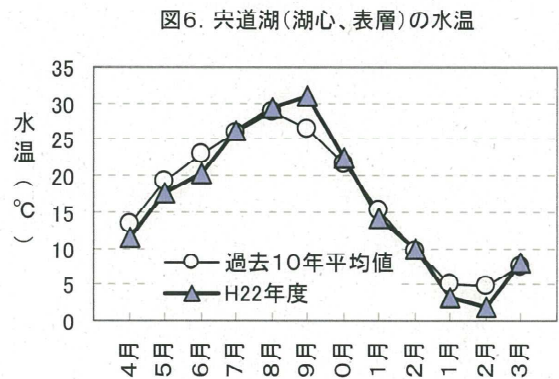
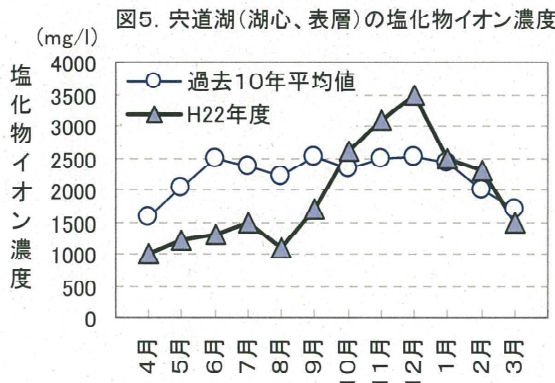
宍道湖東部浄化センターでは平成6年度から、内浜処理場では平成14年度から高度処理を実施。

参考

参考1. 宍道湖におけるアオコの発生状況等について

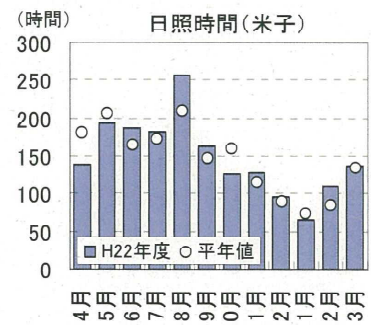
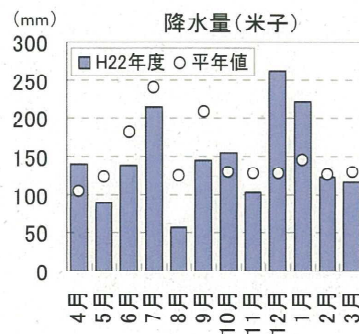
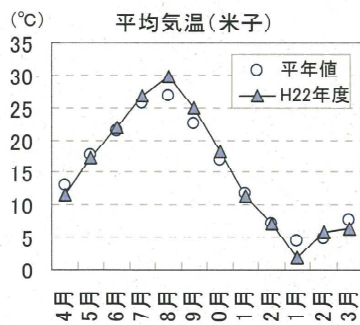
	出来事等	対応等
H22年8月18日	宍道湖全域においてアオコを確認。	国交省等において、監視パトロールを強化。原因生物種は、「ミクロキスティス イクチオブラーベ」(過去にも同種によるアオコ発生あり)。
10月3日～16日	宍道湖東部沿岸において異臭(ガス臭)がする旨の問い合わせ(40件程度)。	宍道湖周辺の臭気分布調査等を実施。臭気の原因が「2-プロパンチオール」と「ジイソプロピルジスルフィド」であることを特定。
10月中旬	風下側の一部の湾内においては、表面に集積したアオコを確認。	温度耐性、塩分耐性等に関する調査を実施。
11月初旬～12月下旬	中海においてもアオコを確認。	国交省等において、監視パトロールを強化。
H23年3月下旬	宍道湖においてアオコが確認されなくなった。	

春季以降の降水量が平年に比べて多く、4月～9月は宍道湖内の塩分濃度が低く推移していたこと、梅雨明け以降の晴天・高温続きで湖水の水温が上昇し、アオコが発生する条件に適合していたものと考えられる(図5、図6)。



参考2. 平成22年度の気象状況

- ・年平均気温(米子)は15.3°Cで、平年値(15.0°C)より高かった。
- ・年間降水量(米子)は1765.0mmで、平年値(1772.0mm)より少なかった。
- ・年間日照時間(米子)は1784.2時間で、平年値(1732.3時間)より長かった。





# H22 宍道湖で発生したアオコについて

島根県環境生活部環境政策課

平成22年に発生したアオコについて、塩分および水温の耐性等に関する知見が得られたので報告する。

## 1. 発生の状況

- ・ H22年8月18日、宍道湖全域でアオコが発生。原因生物種は「**マイクロスティス イクチオブラーベ**」であり、翌年3月まで継続した。なお、宍道湖においては過去にも同種のアオコが発生している。
- ・ 10月3日以降、宍道湖東部沿岸において異臭(ガス臭)がする旨の問い合わせが寄せられ、宍道湖水及びアオコを分析したところ、臭気の原因が「**2-プロパンチオール**」と「**ジイソプロピルジスルフィド**」であることを特定した。

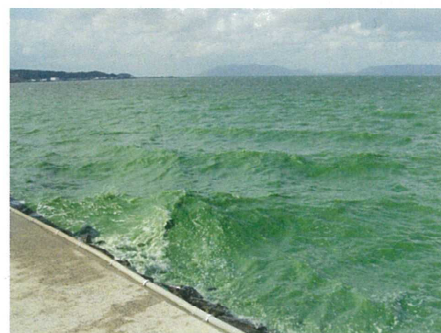


写真1 宍道湖におけるアオコ  
(平成22年11月1日松江市玉湯町)

## 2. 温度耐性、塩分耐性等に関する調査結果

- ・ 保健環境科学研究所において、塩分8段階、水温7段階の計56通りの条件で培養試験をおこなった結果、「水温10℃以下」または「塩化物イオン濃度10,000mg/l以上」の場合、増殖しなかった。(表1)
- ・ 冷暗状態で3ヶ月間放置したアオコについて、常温(25℃)に戻すと再び増殖した。

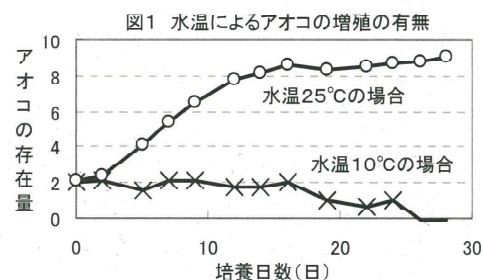


表1 「イクチオブラーベ」の増殖特性(抜粋)

水温(℃)	25~	◎	◎	◎	◎	×
	20	○	○	○	△	×
	15	△	△	×	×	×
	~10	×	×	×	×	×
塩化物イオン濃度(mg/l)	200	2,000 (宍道湖)	4,000	5,500	10,000 (中海)	

◎は2日で3倍程度、○は2日で2倍程度、△は3日で2倍程度に増える。

×は増殖が確認できない。

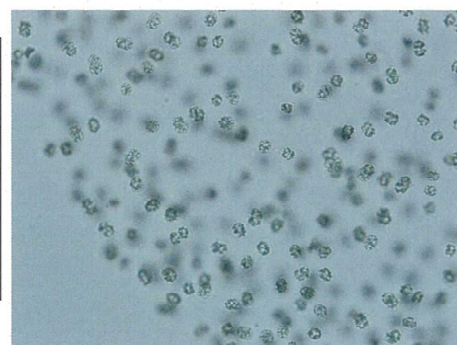


写真2 ミクロスティス イクチオブラーベ

## 3. 平成22年のアオコ発生の原因の考察

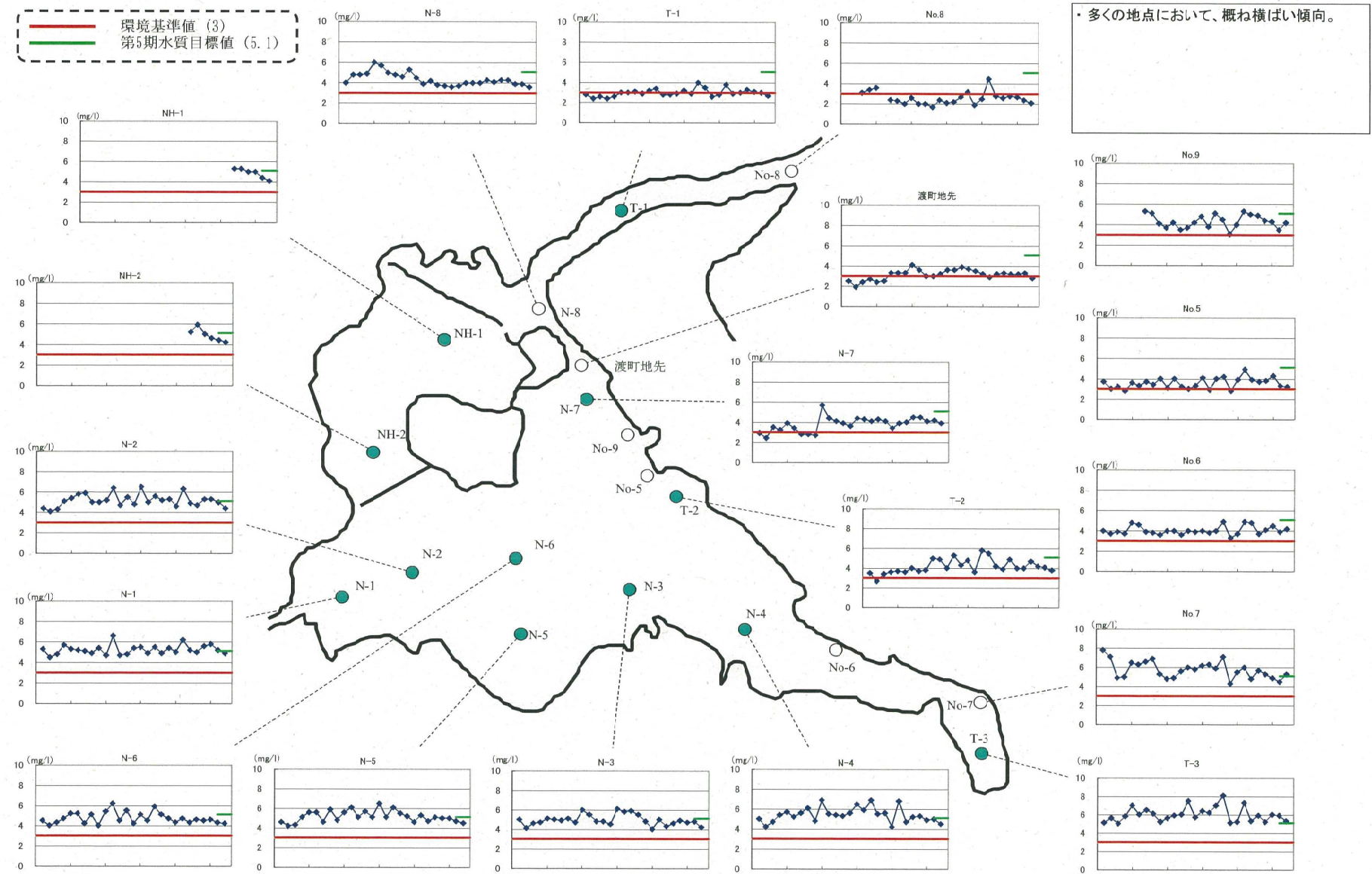
- ・ H22年は春季以降の降水量が平年に比べて多く、4~9月は宍道湖内の塩分濃度が低く推移。
- ・ 梅雨明け以降の晴天・高温続きで、湖水の水温が高く推移。
- ・ アオコの栄養である「リン」については秋季以降、「窒素」については冬季以降平年よりも高い値であった。
- ・ これらの諸条件により、「イクチオブラーベ」が増殖し、アオコが発生、継続したと考えられる。

## 4. 今後の対応

- ・ 継続的に湖面状況及び水質状況の監視を実施する。
- ・ 関係機関からなる「アオコ発生に係る対策会議」にて情報共有を図る。
- ・ 引き続き、第5期宍道湖・中海湖沼水質保全計画の着実な推進を図る。

# 中海におけるCOD(全層 75%値)の経年変化

— 環境基準値 (3)  
— 第5期水質目標値 (5.1)

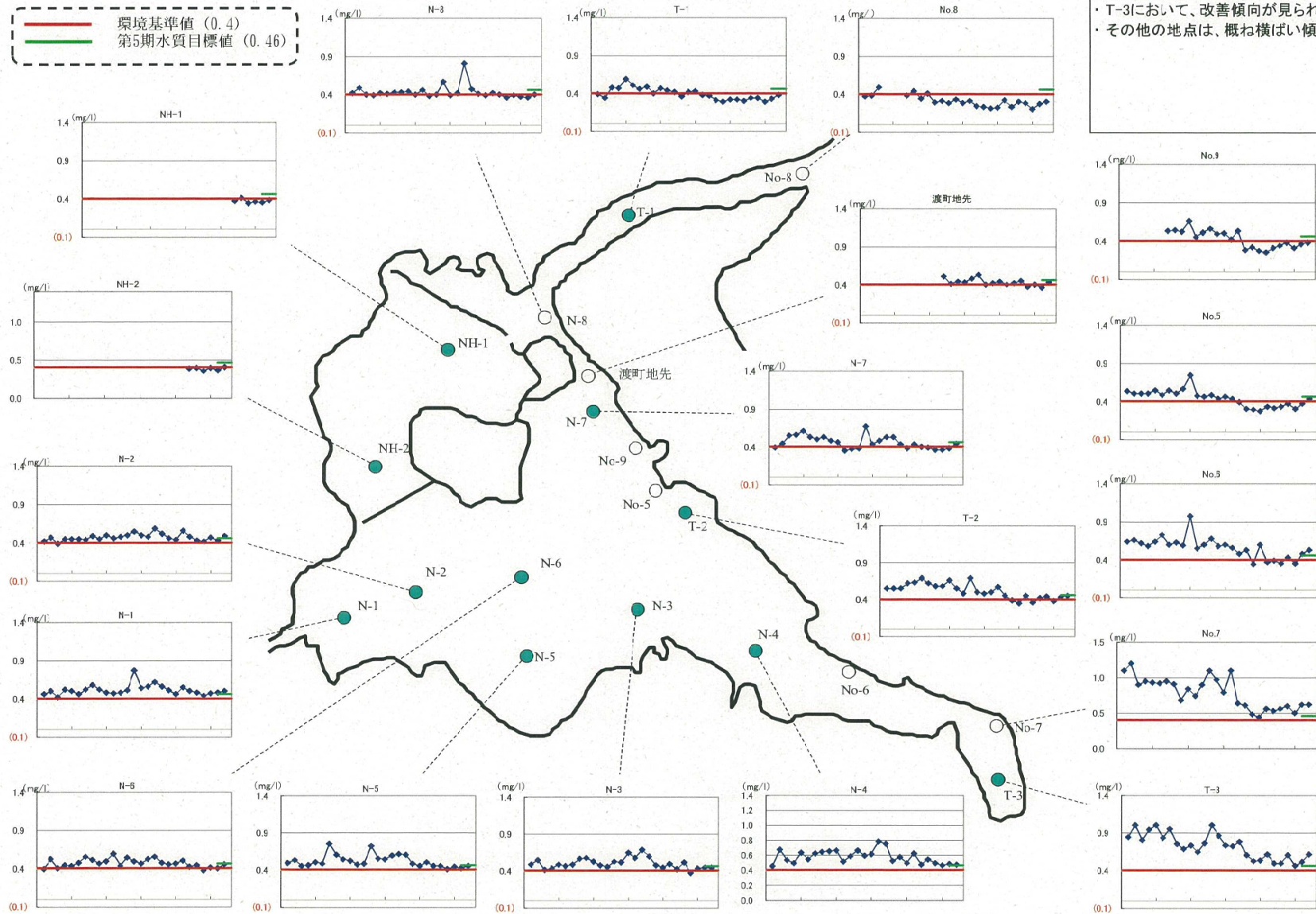


・多くの地点において、概ね横ばい傾向。



### 中海における全窒素(表層 平均値)の経年変化

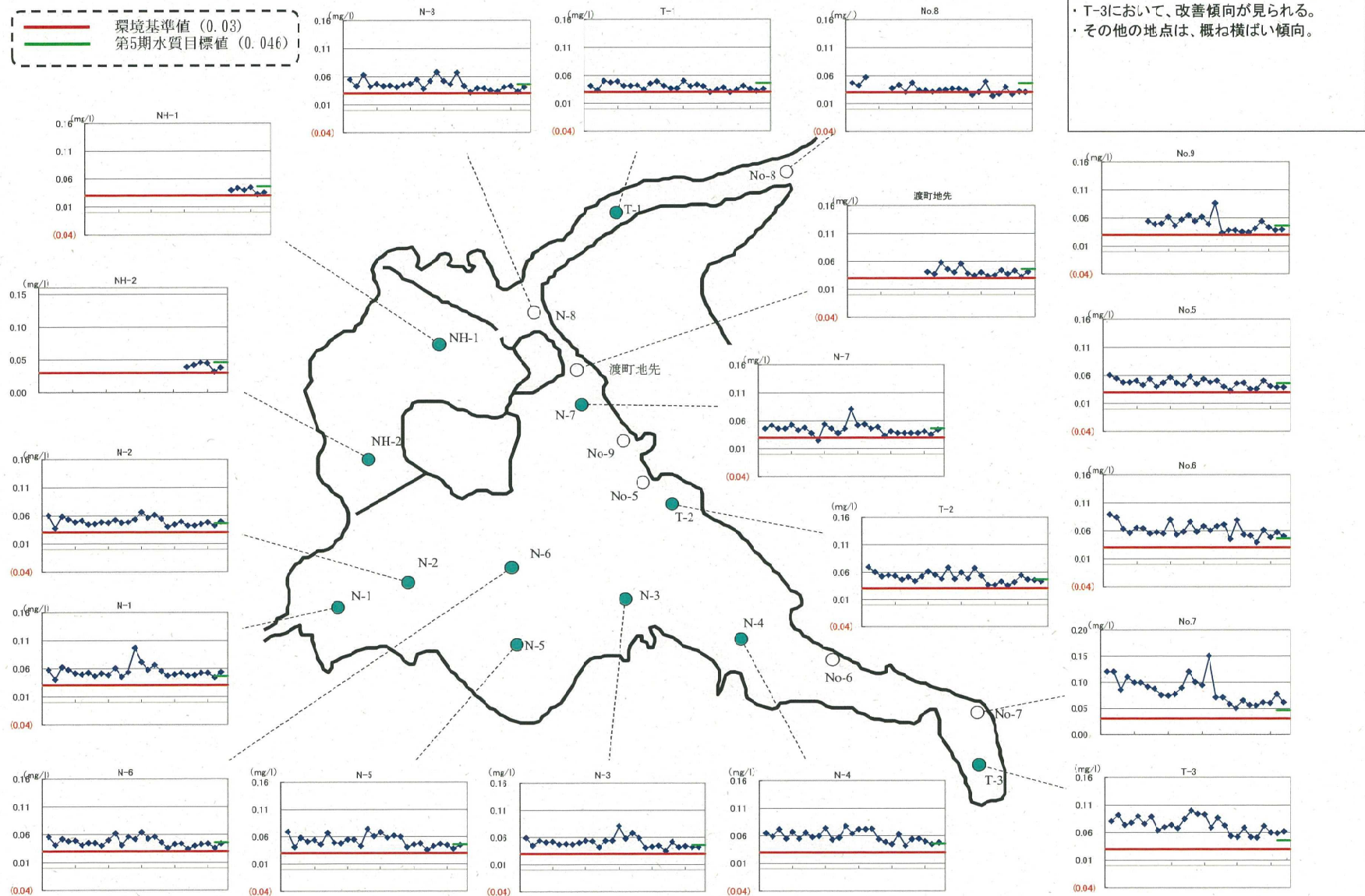
— 環境基準値 (0.4)  
— 第5期水質目標値 (0.46)



・ T-3において、改善傾向が見られる。  
・ その他の地点は、概ね横ばい傾向。

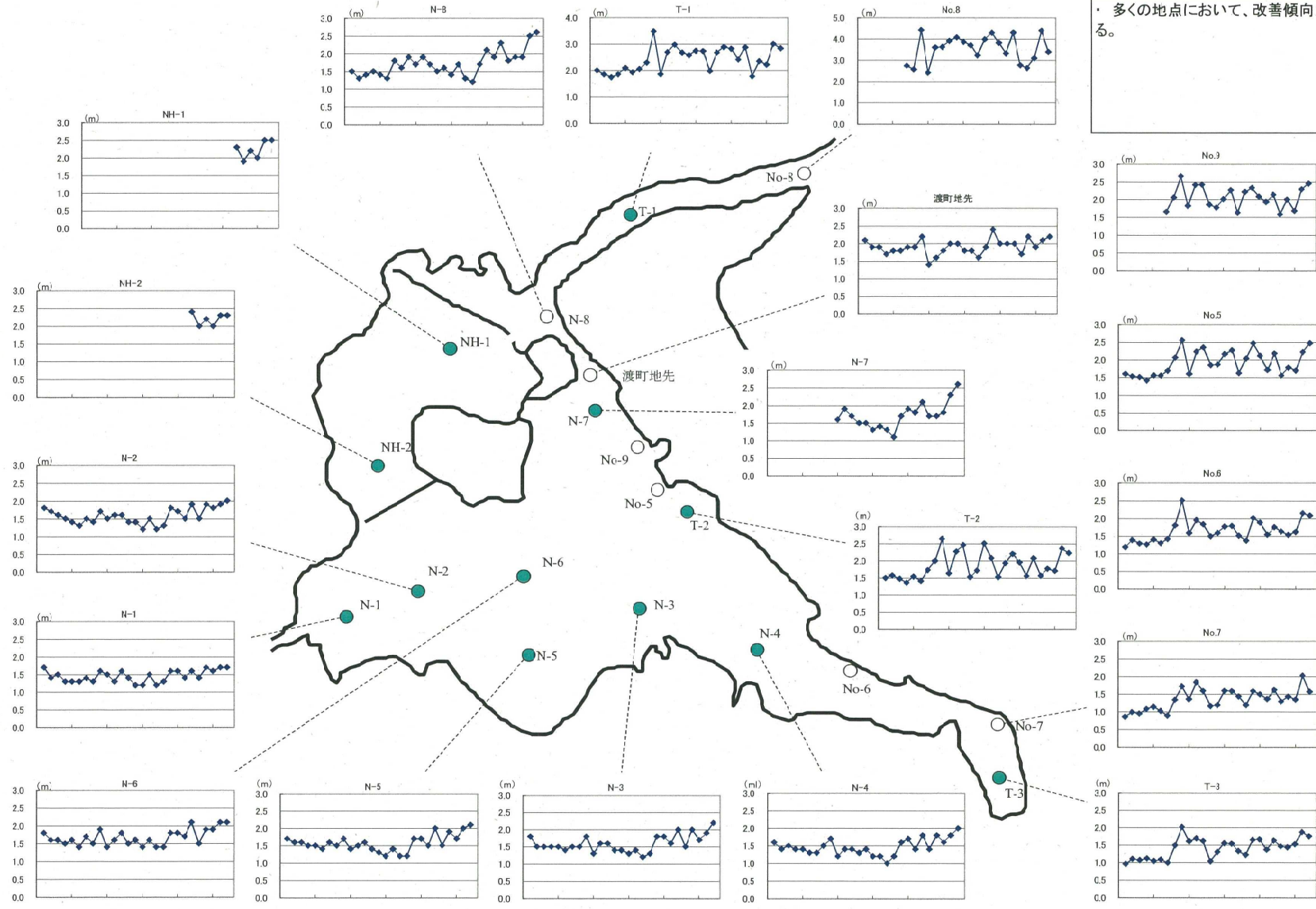
### 中海における全りん(表層 平均値)の経年変化

— 環境基準値 (0.03)  
— 第5期水質目標値 (0.046)



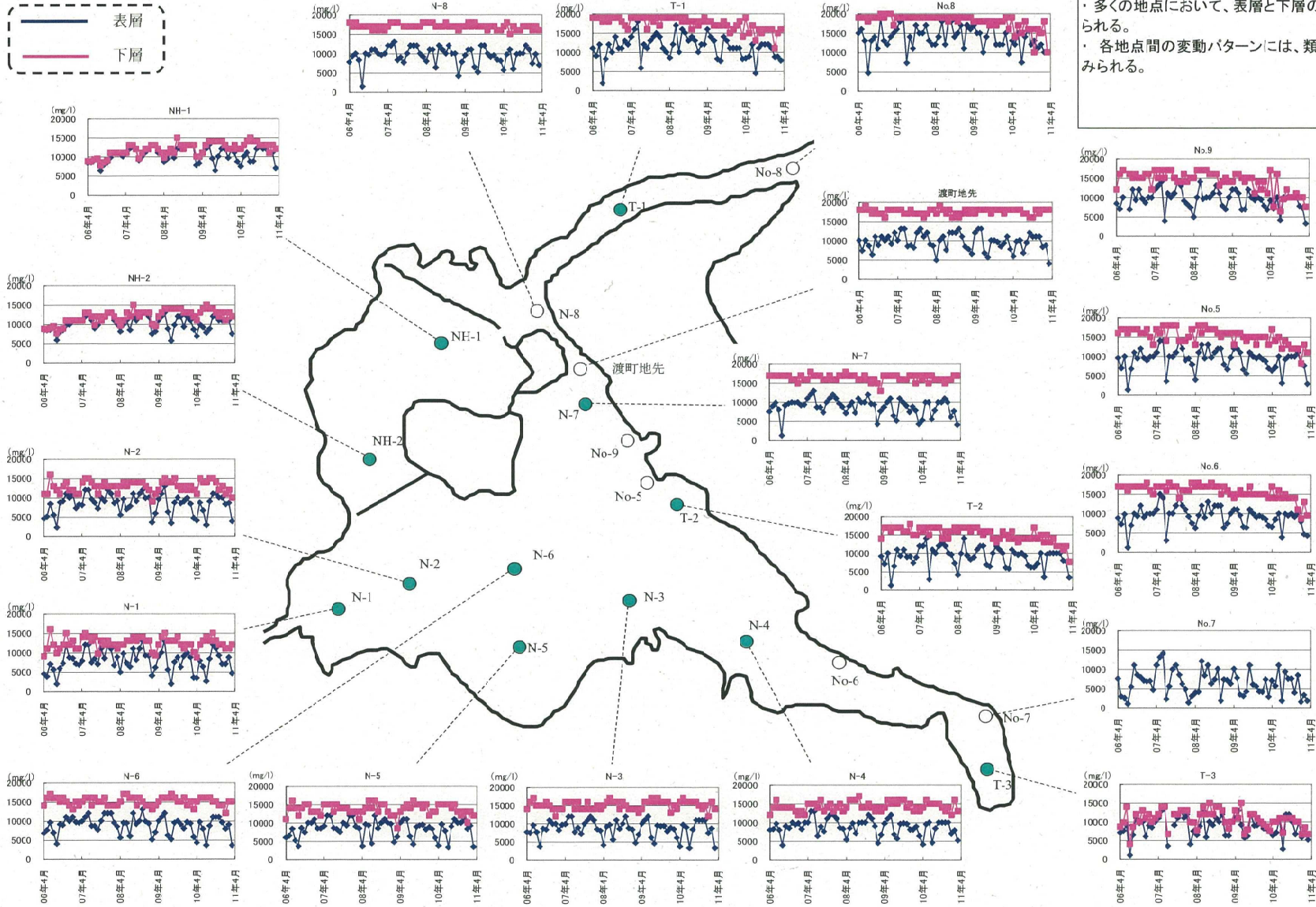


### 中海における透明度(平均値)の経年変化



多くの地点において、改善傾向が見られる。

# 中海における塩化物イオンの経月変化

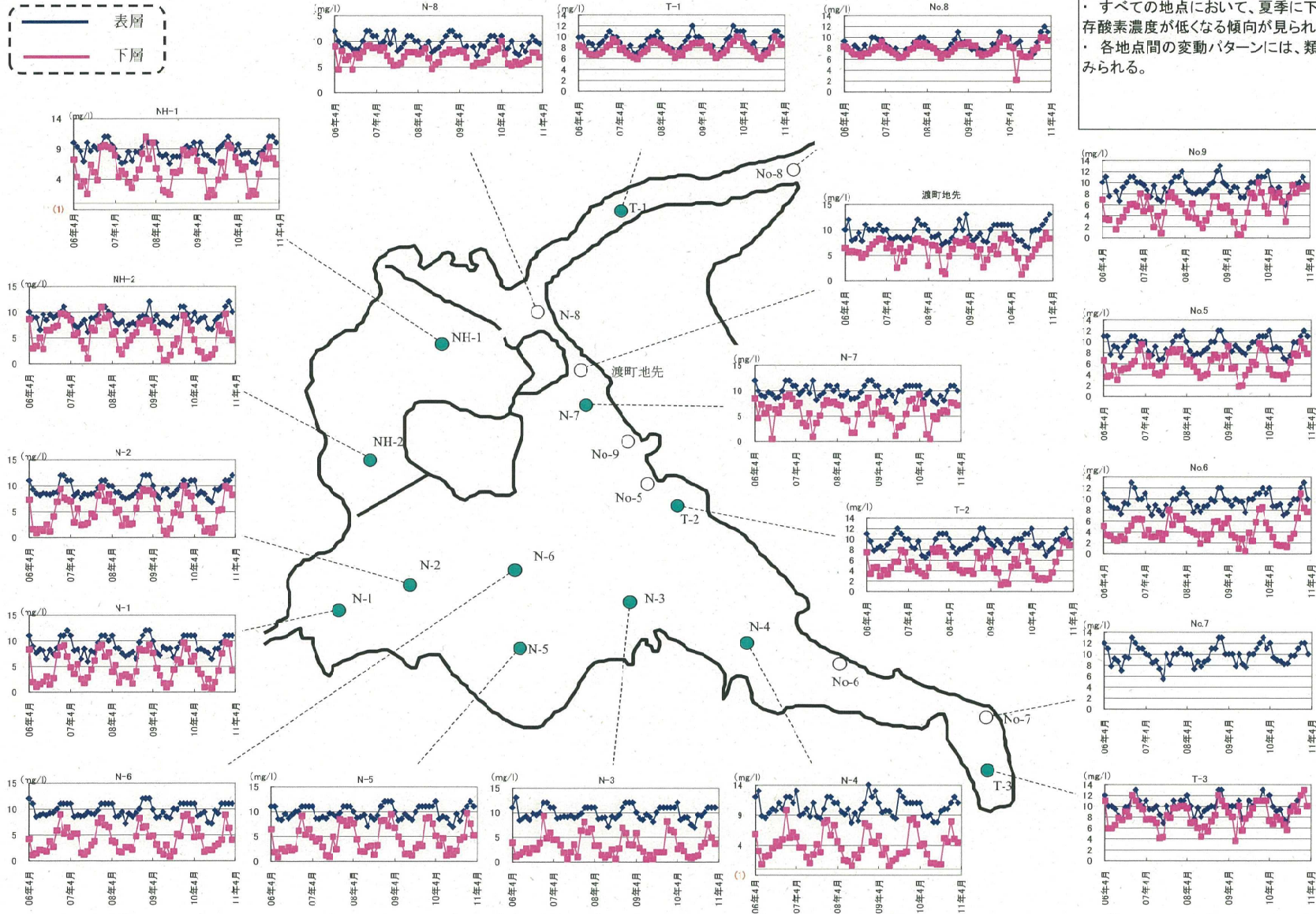


・多くの地点において、表層と下層の差が見られる。  
 ・各地点間の変動パターンには、類似性が見られる。



# 中海における溶存酸素の経月変化

— 表層  
— 下層



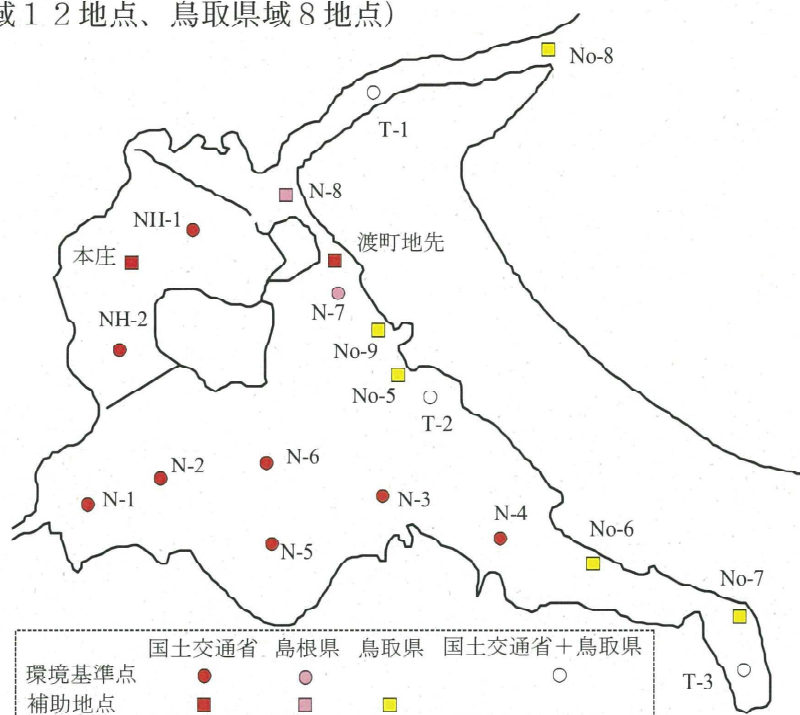
・すべての地点において、夏季に下層の溶存酸素濃度が低くなる傾向が見られる。  
 ・各地点間の変動パターンには、類似性がみられる。

## 水質測定計画について

中海の水質測定は、国、島根、鳥取両県及び関係市町が協議、調整した両県の公共用水域測定計画に基づき以下のとおり実施。

### ① 測定地点

環境基準点 12 地点及び基準点以外の地点 8 地点、計 20 地点  
(島根県域 12 地点、鳥取県域 8 地点)



### ② 測定項目

COD、全窒素、全りん、pH、DO などの生活環境項目、カドミウム等の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある健康項目など。  
(地点により測定項目が異なる)

### ③ 測定日数

12日/年～24日/年

### ④ 分析方法

環境基準項目については、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)で定められる方法による。

また、要監視項目については、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)によることを原則とする。

これらの定めのない項目については、日本工業規格等科学的に確立された方法によることを原則とする。

## 水質改善策等について



## 湖沼水質保全計画の進捗状況について

水質改善に取り組む為、平成元年から湖沼水質保全計画を定め、国、県、関係市町、県民、企業及びNPO等が連携して、各種施策を推進している。第5期湖沼水質保全計画(H21～25年度)において、平成25年度までに達成すべき目標を定めている各種施策は、概ね計画どおりに進捗している。

図1. 生活排水処理施設の整備状況(鳥根県)

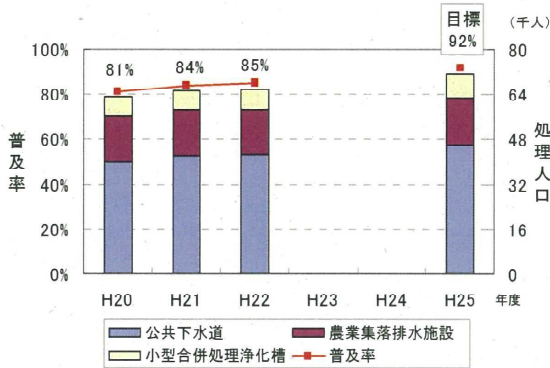
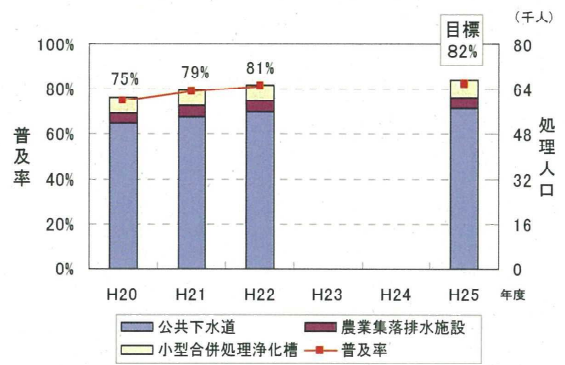
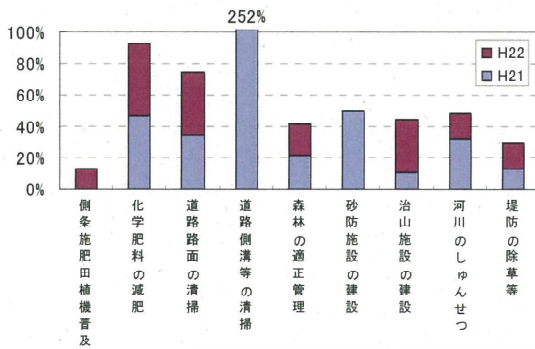


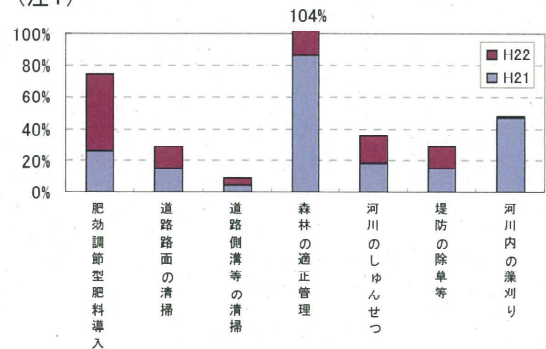
図2. 生活排水処理施設の整備状況(鳥取県)



(注1) 図3. 各種施策の進捗状況(鳥根県)



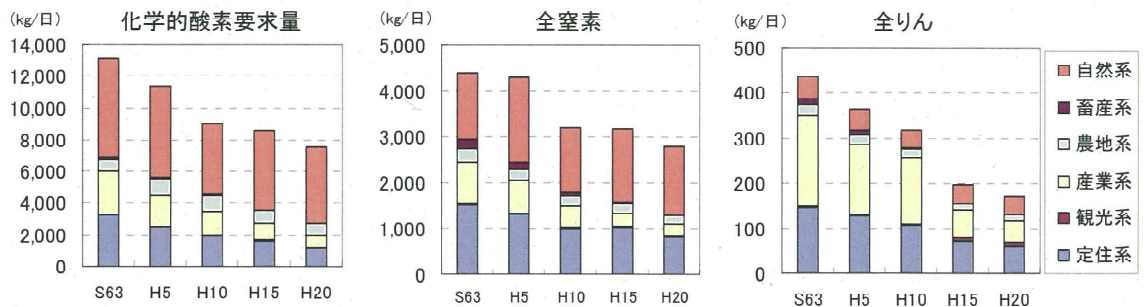
(注1) 図4. 各種施策の進捗状況(鳥取県)



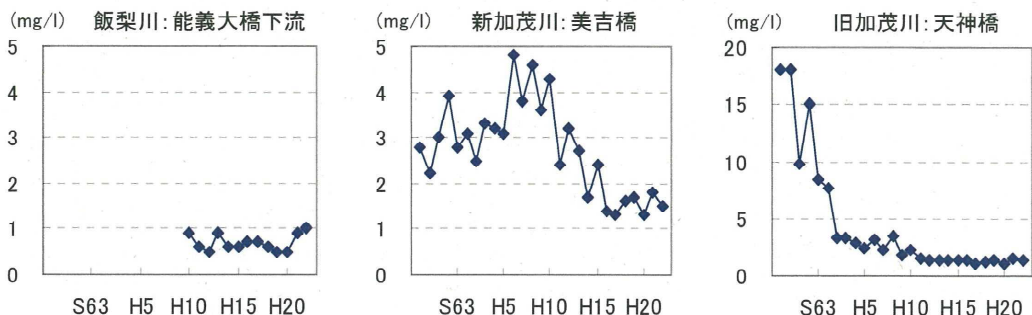
注1) H25年度までの累計事業量を100%とする。

### 参考

#### 参考1. 中海に流入する汚濁負荷量の推移



#### 参考2. 中海に流入する主な河川の水質(BOD:生物化学的酸素要求量)の推移



## 第5期中海湖沼水質保全計画の推進状況について（鳥取県）

### 1 生活排水処理施設の整備

事業名	平成20年度末実績（現況年）	平成25年度計画値（目標年）	平成22年度末までの実績
公共下水道	期間内 増加処理人口	5.4千人	4.0千人（74%）
	全処理人口	57.3千人	55.9千人
	指定区域内 普及率	70%	70%
農業集落排水施設	期間内 増加処理人口	0千人	0千人
	全処理人口	3.7千人	3.7千人
	指定区域内 普及率	5%	5%
小型合併処理浄化槽	期間内 増加基数（増加処理人口）	195基（0.8千人）	55基（0.2千人）
	全処理人口	6.2千人	5.6千人
	指定区域内 普及率	8%	7%
合 計	期間内 増加処理人口	6.2千人	4.2千人（68%）
	全処理人口	67.2千人	65.2千人
	指定区域内 普及率	82%	81%

注1：指定地域内人口：平成20年度 81.4千人 平成25年度（計画） 81.3千人 平成22年度（推計人口） 80.4千人

注2：実績欄の（ ）内は達成割合を示す。

### 2 その他の主な水質浄化対策

#### ①湖沼等の浄化対策

- ・覆砂による底質改善、浅場、藻場の造成による自然浄化機能の回復
- ・浮遊ゴミ等の除去

#### ②畜産に係る対策

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進

#### ③流出水対策（別表参照）

- ・施肥量の低減など環境保全型農業の推進
- ・道路路面、道路側溝等の清掃
- ・森林の適正管理
- ・河川のしゅんせつ等の流入河川対策
- ・流出水対策地区（米子湾周辺）の指定と重点的な対策の実施

#### ④地域住民等の協力の確保

- ・子ども達による流入河川調査や、県民参加による湖沼環境の定期調査
- ・中海エコ活動レポートの発行
- ・みんなで守る中海の自然環境推進事業補助金による住民活動等の支援
- ・鳥取県環境教育基本方針に基づく、環境教育・環境学習の推進

#### ⑤調査研究

- ・中海におけるサルボウ場の再生に関する研究
- ・中海におけるコアマモ場の再生方法に関する研究

（別表）

対策	平成21～25年度 推進事業量	平成21～22年度 実績
肥効調節型肥料の導入	取組増加面積 ：10ha/年 ：50ha/5年間	取組総面積：82.3ha 増加面積：37.3ha（75%）
道路路面の清掃	道路路面清掃 ：818km/年 ：4,090km/5年間	1,197km <sup>2</sup> （29%）
道路側溝等の清掃	道路側溝等清掃 ：61.1km/年 ：305.5km/5年間	27.3km（8.9%）
森林の適正管理	下刈り面積 ：5ha/5年間	5.2ha（104%）
河川のしゅんせつ	31,200m <sup>2</sup> /5年間	11,174m <sup>2</sup> （36%）
堤防の除草等	879,500m <sup>2</sup> /5年間	253,491m <sup>2</sup> （29%）
河川内の藻刈り	34,700m <sup>2</sup> /5年間	16,500m <sup>2</sup> （48%）

注）実績欄の（ ）は5年間の推進事業量に対する達成割合

## 第5期中海湖沼水質保全計画の推進状況について（島根県）

### 1. 生活排水処理施設の整備

事業名	平成20年度末実績（現況年）		平成25年度計画値（目標年）		平成22年度までの実績見込み	
	全処理人口	普及率	期間内増加処理人口	普及率	期間内増加処理人口	普及率
公共下水道	39.9 千人	51 %	6.0 千人	45.9 千人	2.5 千人 (42 %)	42.4 千人
				59 %		55 %
農業集落排水施設	16.6 千人	21 %	0.3 千人	16.9 千人	-0.3 千人 (- %)	16.3 千人
				22 %		21 %
小型合併処理浄化槽	6.8 千人	9 %	484 基	8.5 千人	142 基 (29 %)	7.0 千人
				11 %		9 %
合計	63.3 千人	81 %	8.0 千人	71.3 千人	2.4 千人 (30 %)	65.7 千人
				92 %		85 %

(注) 1 指定地域内人口：平成20年度 78.3 千人、平成25年度(目標) 77.3 千人、平成22年度(推計人口) 77.2 千人

(注) 2 見込み欄の ( ) 内は達成割合

### 2. その他の主な水質浄化対策

- ① 湖沼の浄化対策
  - ・ 覆砂による底質改善、浅場、藻場の造成による生物生息生育可能環境の再生、自然の浄化機能の回復
  - ・ 浮遊ごみ等の監視及び回収
- ② 畜産に係る汚濁負荷対策
  - ・ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進
- ③ 流出水対策（別表参照）
  - ・ 側条施肥田植機の導入、施肥量の適正化など環境保全型農業の推進
  - ・ 道路路面、道路側溝等の清掃
  - ・ 森林の適正管理や治山、砂防施設の建設
  - ・ 河川のしゅんせつ等流入河川の浄化対策
- ④ 地域住民と行政の協働による環境保全
  - ・ 子ども達による流入河川調査や、県民参加による湖沼環境の定期調査
  - ・ ふれあい環境助成金による住民活動等の支援
  - ・ 情報サイト等による水環境情報の共有化
- ⑤ その他調査研究
  - ・ 水質事故時の関係機関の連携による迅速な情報伝達及び適切な対策

(別表)

対策	平成25年度 推進事業量	平成22年度までの 実績見込み
側条施肥田植機の普及	300 ha	40 ha (13 %)
化学肥料の減肥 (Eコマースの認定、Eコマース-農産物推奨制度)	140 ha	130 ha (93 %)
道路路面の清掃	※ 480 km	1,785 km (74 %)
道路側溝等の清掃	※ 4.8 km	60.5 km (252 %)
森林の適正管理 (植林、下刈り、除伐、間伐等)	1,047 ha	437 ha (42 %)
砂防施設の建設	2 力所	1 力所 (50 %)
治山施設の建設	9 力所	4 力所 (44 %)
河川のしゅんせつ	15,000 m <sup>3</sup>	7,300 m <sup>3</sup> (49 %)
堤防の除草等	5,636,000 m <sup>2</sup>	1,674,170 m <sup>2</sup> (30 %)

注) 1 推進事業量は期間内の事業実施量 (※は年間実施延長)

注) 2 見込み欄の ( ) 内は達成割合

関係市町の水質改善施策等(平成23年度)

市町名	事業名等	実施主体	事業内容等
米子市	公共下水道事業	米子市	整備面積19.8ha
	合併処理浄化槽設置整備事業		合併処理浄化槽の普及促進10基
	側溝管渠浚渫清掃委託業務		側溝管渠浚渫清掃 延長1,132m
	崎津承水路枝線浚渫作業		浚渫作業=80m <sup>3</sup>
	準用河川北・南崎津川清掃除草作業		清掃A=40,440m <sup>2</sup> 、除草作業A=20,220m <sup>2</sup>
	準用河川四反田川外清掃除草作業		除草作業A=3,500m <sup>2</sup>
	市内一斉清掃事業		春期(4月)、秋期(10月)年2回の市内一斉清掃
	街角清掃の奨励		公園、街路等公共の場所を清掃
	中海浄化普及啓発事業		生活排水対策講習会の実施、中海写真展の開催、エコ・クッキング教室の開催、生活排水対策推進指導員の設置
	湖沼・流入河川の水質調査		米子工業高等専門学校(委託)、加茂川の水質測定、崎津承水路の水質調査
環境学習推進事業	(財)中海水鳥国際交流基金財団	米子水鳥公園での環境学習の推進	
境港市	河川等水質調査	境港市	市内10ヶ所の水路等の水質調査
	廃食用油の回収と再利用		廃食用油を回収し、BDFを製造。ごみ収集車等の燃料として利用。
	アサリ汁の提供		水質浄化能力の高いアサリの地産地消を促すため、各種イベントでアサリ汁を提供。
	市内一斉清掃		6月に中海も含めた一斉清掃を実施。
	市内側溝清掃		毎年4～6月に自治会、事業所等による側溝清掃を実施。自治会等での清掃が困難な箇所は市が清掃を実施。
	公共下水道整備事業		下水道普及率51.6%、処理可能人口18,511人(平成23年3月末現在)
	合併処理浄化槽設置整備事業		新築を除く合併処理浄化槽設置者への補助。(平成23年度20基予定)
アマモ場再生事業への支	地域住民	アマモ場を造成し、多様生物の創出、海の浄化機能の向上等を図る。(関連団体:NPO法人未来守りネットワーク)	
松江市	河川水質調査	松江市	市内26河川・41地点(年6回)及び1河川1地点(年1回)
	暗開渠及び下排水溝清掃		暗開渠の機械清掃及び下排水溝清掃後の泥土、運搬及び処分
	河川浄化対策事業		市内河川の堤防除草・藻刈り・堤防植栽剪定、堆積土の除去
	林業振興対策事業		人工造林の拡大促進
	路面清掃事業		市道の路面清掃
	クリーン松江		年2回(6月、10月)の各地区の清掃活動(草刈り、溝掃除等)
安来市	クリーンアップ安来デー	安来市	河川、水辺、道路、緑地、公園等の清掃活動。
	河川水質調査		12河川(17地点)
	水環境保全事業補助事業		水環境の保全に資する活動を推進する市内の団体への支援事業(新規事業)
	各地域でのイベント事業		吉田ほたる祭等のイベント事業
地域内の下水路清掃	地域住民により実施		
東出雲町	河川等水質調査	東出雲町	町内8ヶ所の水質調査
	公共下水道整備事業		整備延長3,986m
	河川浄化対策事業	東出雲町・自治会	町内3河川草刈等16,000m <sup>2</sup> (自治会) 町内3河川草刈等20,000m <sup>2</sup> 、浚渫500m <sup>3</sup> (町)
	農地・水・環境保全向上活動支援事業	町内8団体	環境保全のため農業施設の点検・草刈り・水路の泥あげ等の管理(8団体)及び営農活動において化学肥料や農薬の使用の50%以上の低減に取り組む。(1団体)
	地区清掃	自治会	年1回の各地区の環境整備(草刈り、溝掃除、ごみ拾い等)
(その他)			
中海市長会	環境学習推進事業		中海子ども探検クルーズ
沿岸市町	中海宍道湖一斉清掃		ラムサール条約湿地登録を契機に毎年6月に実施

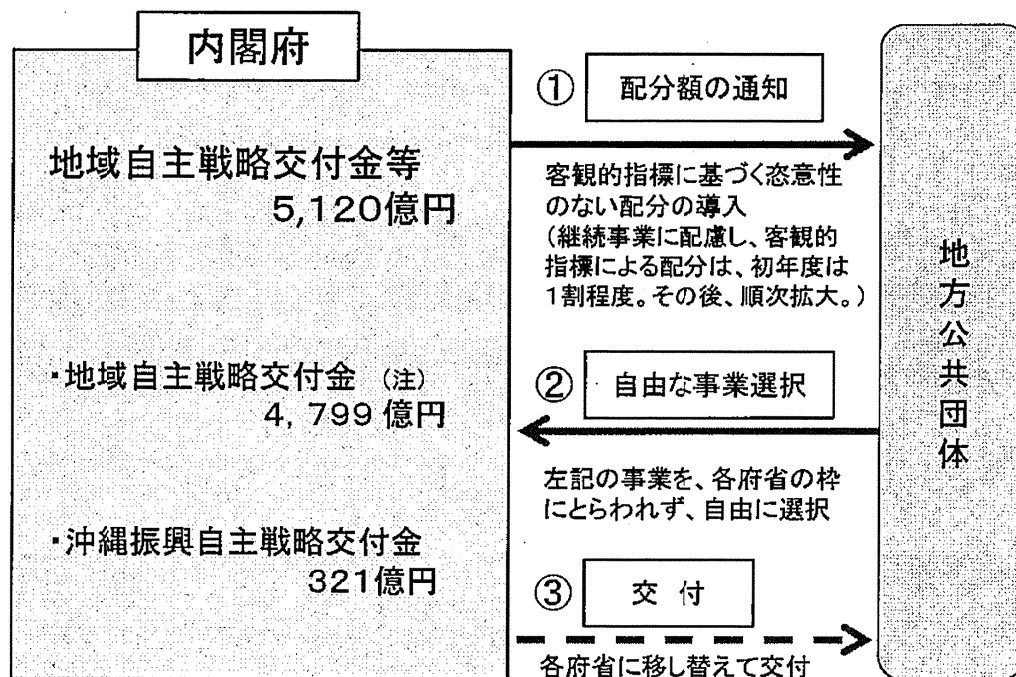
# 地域自主戦略交付金

- 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」等を創設。
- 平成23年度は、第一段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。

## <対象事業>

- ・社会資本整備総合交付金の一部 (国土交通省)
- ・農山漁村地域整備交付金の一部 (農林水産省)
- ・水道施設整備費補助 (厚生労働省)
- ・交通安全施設整備費補助金の一部 (警察庁)
- ・学校施設環境改善交付金の一部 (文部科学省)
- ・工業用水道事業費補助 (経済産業省)
- ・自然環境整備交付金の一部 (環境省)
- ・環境保全施設整備費補助金 (環境省)
- ・消防防災施設整備費補助金 (総務省)

## <スキーム>



(注)このうち、北海道分269億円程度、離島分103億円程度、奄美分33億円程度。  
なお、金額は配分予定額の一部。用途は、他地域と同様、地域自主戦略交付金の対象事業の全てである。



別表

交付対象事業	交付対象事業を所管する大臣等	
<p>交通安全施設整備に関する事業：            特定交通安全施設等整備事業（円滑化対策事業に限る。）のうち、地方公共団体が実施する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に伴い必要となるもの</p>	警察庁長官	A
<p>消防防災施設整備に関する事業：            (1)耐震性貯水槽、(2)備蓄倉庫、(3)林野火災用活動拠点広場、(4)活動火山対策避難施設、(5)広域訓練拠点施設、(6)救急安心センター等整備事業（救急医療情報収集装置を除く。）</p>	総務大臣	B-1 B-2 B-3 B-4 B-5 B-6
<p>学校施設環境改善に関する事業：            (1)都道府県立高等学校の産業教育施設整備、(2)都道府県立学校の地上デジタル放送受信のためのアンテナ等工事、(3)都道府県立の社会体育施設整備、(4)都道府県立高等学校の新增改築（対象限度面積がおおむね2000平方メートル未満のもの。ただし、他の整備事業と一体で行う新增築事業を除く。（沖縄県に限る。））</p>	文部科学大臣	C-1 C-2 C-3 C-4
<p>水道施設整備に関する事業：            水道水源開発施設整備、水道広域化施設整備、高度浄水施設等整備、水道水源自動監視施設等整備、ライフライン機能強化等事業（以上は沖縄県を除く。）、沖縄水道水源開発等施設整備</p>	厚生労働大臣	D
<p>農山漁村地域整備に関する事業（別紙1のとおり）</p>	農林水産大臣	E (1-1～5-1)
<p>工業用水道に関する事業：            取水工事、貯水工事、導水工事、浄水工事、送水工事、配水工事及びダム等の使用又は所有に係る必要な権利の取得等</p>	経済産業大臣	F
<p>社会資本整備に関する事業（別紙2のとおり）</p>	国土交通大臣	G (1-1～10-2)
<p>環境保全施設整備及び自然環境整備に関する事業：            (1)動物収容・譲渡対策施設整備事業、(2)長距離自然歩道整備事業（国立公園及び国定公園の区域内を除く。）</p>	環境大臣	H-1 H-2

(注) 別紙1, 2を除き、都道府県が実施する事業に限る。

## 農山漁村地域整備に関する事業 (E)

1. 農業農村 基盤整備	・ 農地整備事業（地域において戦略作物（麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、そば、なたね及び加工用米をいう。以下同じ。）の作付面積又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。）※	1-1
	・ 水利施設整備事業（地域において戦略作物の作付面積、作物の単収（単位面積当たりの収穫量をいう。以下同じ。）又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。）※	1-2
	・ 草地畜産基盤整備事業（地域において飼料自給率の向上に係る目標を定めて行うものを除く。）※	1-3
	・ 農地防災事業（地域において戦略作物の作付面積、作物の単収又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。）※	1-4
	・ 広域農業用水適正管理対策事業※	1-5
	・ 地域用水環境整備事業※	1-6
	・ 水質保全対策事業※	1-7
	・ 農業集落排水事業※	1-8
	・ 集落基盤整備事業※	1-9
	・ 中山間地域総合整備事業※	1-10
	・ 農地環境整備事業※	1-11
	・ 農業用水保全の森づくり事業※	1-12
	・ 畜産環境総合整備事業※	1-13
	・ 農道整備事業※	1-14
2. 森林基盤 整備	・ 森林環境保全整備事業のうち、以下のもの※ 一 育成林整備事業のうち、林道に係る森林の利用区域面積に対する森林整備の実施予定面積の割合が20%未満の基盤整備を行うもの 二 林道改良事業	2-1
	・ 森林居住環境整備事業のうち、以下のもの※ 一 フォレスト・コミュニティ総合整備事業 二 山のみち地域づくり交付金事業	2-2
	・ 治山事業のうち、以下のもの 一 予防治山事業（一級河川若しくは二級河川の上流又は市街地、集落（人家十戸以上のものに限る。）若しくは主要公共施設に対する被害の発生の危険性が著しいと認められる箇所で行うものを除く。） 二 地域防災対策総合治山事業 三 治山施設機能強化事業 四 森林土木効率化等技術開発事業 五 林地荒廃防止事業 六 山地災害総合減災対策治山事業 七 共生保安林整備事業 八 保安林管理道整備事業	2-3
3. 水産基盤 整備	・ 地域水産物供給基盤整備事業のうち、以下のもの※ 第一種漁港の整備及びこれと一体的に実施する地先の漁場整備（条件不利地域における避難上特に必要な第一種漁港の整備を除く。）	3-1
	・ 漁場保全の森づくり事業※	3-2
	・ 漁港漁村環境整備事業のうち、以下のもの※ 一 漁業集落環境整備事業 二 漁港環境整備事業 三 漁村再生交付金事業	3-3

4.海岸保全 施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸保全施設整備事業のうち、以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>一 高潮対策事業及び侵食対策事業のうち、以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 農地海岸 おおむね総事業費が50億円未満又は防護農地面積が500ヘクタール未満のもの 4-1</li> <li>ロ 漁港海岸 おおむね総事業費が10億円未満又は防護人口が150人未満のもの 4-2</li> </ul> </li> <li>二 海岸耐震対策事業 4-3</li> <li>三 海岸堤防等老朽化対策事業 4-4</li> </ul> </li> </ul>
	・ 津波・高潮危機管理対策事業 4-5
	・ 海岸環境整備事業 4-6
	5.効果促進 事業

(注) ※を付した事業を除き、都道府県が実施する事業等に限る。なお、※を付した事業は、都道府県が国からの交付金を充てて自ら実施する事業等及び都道府県が国からの交付金を市町村、関係団体又は民間事業者等に交付し、当該市町村等が実施する事業等に限る。

## 汚水処理施設整備交付金

### 1. 趣旨

地域における生活環境の整備のため、汚水処理施設の普及促進を図ることを目的として、地域の自主性・裁量性を生かし複数省庁に跨る汚水処理施設の効率的な整備を支援する。

### 2. 制度の概要

汚水処理施設の整備に必要な経費として、施設間、年度間で融通可能な交付金を交付する。

- (1) 当該施設の整備のために交付された交付金を、一定の範囲で計画に位置づけられた他の施設（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）の整備に充てることが可能。
- (2) 事業を進めていく上で、ある施設の当該年度の事業量が縮小した場合などに、交付された交付金を優先して充てることで国への繰り越し手続きを不要とすることが可能。

### 3. 対象施設及び要件

公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設、漁業集落排水施設）、浄化槽（市町村設置型及び個人設置型）のうち、異なる2以上の施設の整備が地域再生計画に位置づけられている必要がある。

- (1) 公共下水道：下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に定める公共下水道
- (2) 農業集落排水施設：地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）の別紙17及び別紙18に定める実施要件を満たす農業集落排水施設
- (3) 漁業集落排水施設：地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）の別紙31に定める実施要件を満たす漁業集落排水施設
- (4) 浄化槽：循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日付け環廃対発第050411001号環境事務次官通知）に基づくもの

参考 平成23年度予算額（平成22年度予算額）内閣府に計上  
地域再生基盤強化交付金

国費 62,000（103,389）百万円の内数

【担当課：農村振興局農村整備官】

## 地域自主戦略交付金（うち農業集落排水事業）

### 対策のポイント

都市部に比べて遅れている農村部の污水处理施設の整備や発生汚泥を農地に還元する施設の整備を推進し、生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築を図ります。

- ・ 家庭の台所や風呂、トイレなどからの排水を管路で集めて処理施設できれいな水に処理し、農業用水路などに放流することで、農業用水の水質保全や生活環境の改善を図っています。また、河川等の公共用水域の水質保全にも役立っています。
- ・ 農業集落排水施設は、農村の集落形態に適した小規模分散型の污水处理システムです。農業集落排水施設で処理した水を地域下流部の農業用水として再利用することで地域の水循環が確保され、処理施設からの汚泥を周辺農地に還元することで地域資源の循環と農地の地力保全が図られます。

### 政策目標

#### 活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築

#### <事業内容>

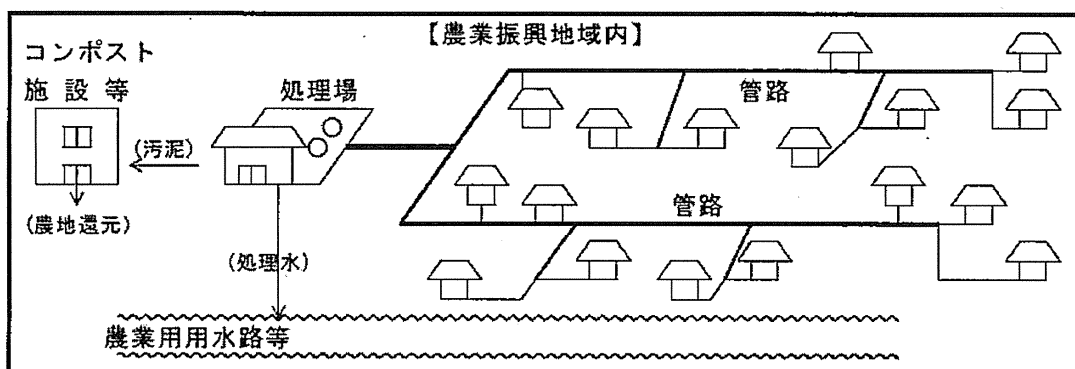
1. 污水等を処理する施設（処理施設や管路等）の整備
2. 汚泥又は処理水等の循環利用を目的とした施設の整備
3. 上記1. 2の施設の改築

国の補助を受けずに農業振興地域内に整備された集落排水施設の改築も補助対象にしています。

#### <事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県、市町村等
2. 補助率 50%（沖縄75%、奄美60%）

農業集落排水事業のイメージ



## 地域自主戦略交付金のうち 水質保全対策事業（指定湖沼対策促進型）

### 対策のポイント

農地等の面源から指定湖沼への流出負荷を抑制する対策を重点的に実施し、農業用排水路の水質改善を図り、指定湖沼の水質保全に貢献します。

（指定湖沼とは）

湖沼水質保全特別措置法で定められる、水質汚濁具合の推移等からみて特に水質保全に関する対策を総合的に実施する必要がある湖沼のことをいいます。

### 政策目標

農村地域及び指定湖沼における水質環境の改善・保全

### <内容>

#### 1. 水質保全施設整備

農業用排水路等の水質浄化を図るため、地域の実情に応じて、以下の施設整備を実施します。

- ① 水生生物等を利用した水質浄化を行うための施設整備
- ② 水質浄化施設の適正な管理を行うための維持管理施設整備
- ③ 汚泥処理等のための処理施設整備
- ④ 植栽等の環境保全施設整備
- ⑤ 面源負荷抑制のための施設整備
- ⑥ ①から⑤と併せ行う施設整備

#### 2. 支援事業

湖沼水質保全特別措置法によって定められた指定湖沼の流出水対策地区においては、支援事業を実施します。

具体的には、①節水かんがいや濁水の流出を防止する用排水管理を普及させるための技術指導、②施設の最適な管理運営を行うための試験運用、③流出入負荷実態の把握及び検証、④水質浄化施設導入による掛かり増し経費に対して助成を行います。

### <事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県、市町村
2. 補助率 1/2（上記1及び2の①から③まで）、定額（上記2の④）
3. 事業実施期間 平成21年度～